

「生命の尊厳」と「生命の質」

— 生命倫理学ノート (1) —

神谷直樹

Dignity of Life and Quality of Life

— Notes on bioethics (1) —

Naoki Kamiya

Abstract

In the bioethical controversy since the 1970s, the so-called personhood theory has been built as decisive logic which complements the position of ‘quality of life’ instead of the traditional view of the dignity (or sanctity) of human life. To be sure, it was what progress of medical technology requires inevitably. One of the advocates of the personhood theory insists that it has brought about the Copernican Revolution which reverses the Western traditional ethic about a human life. However, it was what results in bold advocacy of infanticide (active euthanasia for disabled newborn baby), by generalizing the concept of ‘worthless human life’ based on distinction of a person and a non-person. Justifying such discrimination about a human life, as if it was the principle of universal morality, has a possibility of bringing about new (liberal) eugenics. Even if the concept of person is one of elements supporting the dignity of human being, it cannot serve as a basis for denying human right to live. When we consider the present situation around human life and death, it is not necessary to underestimate the legacy of past philosophical thought about the dignity of human being, or to give priority to the immediate utilitarian interests. It is most important for us to envisage the future of the human from more various dimensions including the viewpoint of human evolution, while valuing the human sensibility over our own life.

Key words: bioethics

personhood theory

dignity of life

sanctity of life

quality of life

はじめに

延命治療・生殖医療・臓器移植など医療技術の急速な進歩と、遺伝子レベルでの生命科学・生命工学の発展は、人間の生と死をめぐる伝統的倫理に根本的な再検討を迫ることになった。1970年代以降、北米やオーストラリアのバイオエシックスの旗手たちは、「生命の尊厳(the dignity of life ; the sanctity of life)」に基づく伝統的倫理の枠組みが崩壊したと宣言し、その廃墟の上に「生命の質(the quality of life)」に基づく新しい倫理を築こうと試みた。彼らの主要な武器となったのが「人格 (person)」概念である。この新しい生命倫理の枠組みは、先端医療の現場、生命工学の実験、安楽死、人工妊娠中絶などにかかわる道徳的判断や司法判断および立法過程に実践的な指針を与えるものとして構想された。本稿では、この新しく築かれようとしている生命倫理の基礎がどれほどの堅牢性を備えているかについて検討する。結論からいえば、その堅牢性には大きな疑問がある。しかし、そのことの検証を通じて、今後のバイオエシックスの課題がどこにあるかをある程度明らかにできるのではないかと考えている。

1. パーソン論の成立と展開

(1) 人格 (パーソン) という概念について

人格 (person) という言葉はラテン語のペルソナ (persona) に由来する。ペルソナは、もともとギリシア悲劇で用いられる仮面を意味したが、転じて劇における役柄や登場人物を指すようになった。さらにペルソナの語源をたどれば、ギリシア語で顔を意味するプロソーポン (προσωπον) まで遡ることができる。たとえば、ストア派の哲学者エピクテトス (68～138) の『語録』では、プロソーポンが「それぞれの人に特有の自己」という意味で使われ、個としての人間の尊厳を支える根拠の一つとして語られている¹⁾。

その後、古代末期の教父哲学から中世スコラ哲学にいたるキリスト教の正統教義形成史の中で、ペルソナは神の本性を説明する鍵概念の一つとして用いられるようになった。神とキリストと聖霊は、唯一の神の三つのペルソナ (位格) であるという三位一体論がそれである。この教義において、ペルソナ (位格) は、「理性的な性質を有する不可分の実体」(トマス・アクィナス)、あるいはそれ自身で完結する単一の理性的実体という定義を与えられた。ここで注目すべきは、『旧約聖書』以来、「神の似姿 (imago dei)」として創造された(それゆえに尊厳を持つ) とされる人間もまた、理性的性質を有する自己完結的な実体という意味でペルソナの性質を帯びることになった点である。すなわち、中世のヨーロッパでは、ペルソナという概念を介して、キリスト教的な「人命の神聖性」とアリストテレスに代表されるギリシアの「理性主義的人間観」とが融合したのである。

しかし、「パーソン (人格)」が西洋倫理学の基礎概念として確立するのは近代である。17世紀イギリスの哲学者ロック (1632～1704) は、『人間知性論』の中で、たんなる生物学的存在としての人間とは区別される人間をパーソンと呼んだ。ロックによれば、「理性と反省能力を持ち、自己を自己として考えることができ、時と場所を異にしても自分が同じであ

り続けると考えている知性的存在」だけがパーソンの名に値するとされた²⁾。以下で見ると、1970年代以降の北米やオーストラリアを中心とするバイオエシックスの展開の中で、人工妊娠中絶、安楽死、脳死と臓器移植などをめぐる生命倫理上の難問を一挙に解決する「切り札」として登場したパーソン概念は、基本的にはこのロックによる経験主義的・心理主義的な「自己意識」に基礎をおく人格の定義を継承したものである。

もちろん西洋近代の人格概念がロック的なものにとどまるわけではない。バイオエシックスにおけるパーソン論の主張の中にはカントの人格主義に依拠したものも見られる。また、近代のパーソン概念の重要な起源の一つが、ロックに先立つデカルト (1596～1650) の心身二元論にあることも念頭におく必要がある。近代哲学の創始者といわれるデカルトは、「思考する自我 (コギト)」の存在を哲学的演繹^{えんえき}の起点にすることで、物体および身体の世界を客体として定量的に把握する道を切り拓いた。人間の尊厳の根拠を、物体 (身体) から独立した思考する精神の中に求めたデカルトの二元論が、今日のパーソン論の下敷きになっていることは明白である。

(2) トゥーリーのパーソン論 — 生存権の根拠としての自己意識と生存欲求

オーストラリアの倫理学者トゥーリーの論文 (「人工妊娠中絶と新生児殺し」1972年) は、ロック的な人格概念に依拠しながら新生児殺しの道徳的正当化を試みたことにより大きな反響を呼んだ³⁾。トゥーリーはこの論文で、「ある者が人格である」ということは「ある者が生存する重大な権利を持つこと」と全く同じ意味であると主張した。彼によれば、「ある有機体は、諸経験とその他の心的状態の持続的の主体としての自己の概念を持ち、自分自身がそのような持続的存在であると信じているときに限り、生存する重大な権利を持つ」という。さらに彼は、「生存する重大な権利」が付与される条件として、「自己意識」の存在に加え、自己意識の主体として存在し続けたいという「生存欲求」を持つことをあげている。そしてトゥーリーは、自己意識も生存欲求も持たない者は生存する権利を持たないという論理によって、胎児や「生後1週間以内の新生児」を殺すことは道徳的に許されるという大胆な結論を導き出したのである。

こうしたトゥーリーの議論に対しては、「楔論法 (wedge argument)^{くさび}」あるいは「滑りやすい坂の議論 (slippery slope argument)」であるという反論がたちまち巻き起こった。楔論法とは、いったん楔が打ち込まれると、亀裂が徐々に広がり、当初の意図を超えて事態がなしくずし的に悪化していく可能性がある議論という意味であり、「蟻の穴から堤も崩れる」(韓非子) という格言を連想させる論法である。滑りやすい坂の議論も同様で、ある一つのことを認めてしまうと、以後、事態が滑りやすい坂を転げ落ちるように歯止めがきかなくなる議論のことである。たとえば、安楽死を正当化する論理が、当初は厳しい条件付で特定の安楽死だけを認める根拠として示されたとしても、その論理がもとになって、許される殺人と許されない殺人との境界線がしだいにあいまいになっていくような議論がそれである。

私たちは、こうした危惧が現実のものとなった苦い歴史的経験を、それほど遠くない過

去に持っている。1940年代の初頭に、ナチスが実行した障害者安楽死計画がそれである。総計20万人もの犠牲者を生んだこの悲劇の遠因は、その20年ほど前に（したがってナチスとは直接関係のない）ドイツの二人の学者が発表した論文「生きるに値しない命を終わらせる行為の解禁」（1920年）にあった⁴⁾。刑法学者のビンディングと精神科医のホッヘは、この論文の中で、知的障害者や痴呆症の人々を「精神的に死せる者」とか「お荷物連中」と呼び、その安楽死を正当化しようとした。ここで重要なのは、彼らの主張が本来、ナチス的な優生思想に基づくものではなかったという点である。彼らの真意は、第一次世界大戦の敗北による経済的荒廃からドイツを救うことにあった。この論文で、ホッヘは次のように述べている。「重度知的障害者の養護にはこれまでは年間1人あたり平均1300マルクかかっている。ドイツにはいま〔施設外で〕存命している者と施設で養護されている者との両方を合わせると、すべての重度知的障害者は推定でほぼ2万人から3万人になる。それぞれの平均寿命を50年とすると、容易に推察されるように、なんとも莫大な財が食品や衣服や暖房として国民財産から非生産的な目的のために費やされることになる」。この二人の愛国者によって示された「生きるに値しない命がある」という主張は、20年後に、ナチスの優生思想と結びついて障害者安楽死計画の正当化に利用された。さらにその直後には、同じナチスの手により500万人以上のユダヤ人が虐殺されるという人類史上未曾有の国家犯罪が強行された。それは、二人の学者の意図をはるかに超える悪夢であった。

(3) エンゲルハートのパーソン論 — 厳密な意味での人格と社会的意味での人格

アメリカの医師で哲学者でもあるエンゲルハートの論文（「医学と人格の概念」1982年）は、パーソン論の立場にたちながらも、トゥーリーの新生児殺しは認論の「行き過ぎ」を修正しようと試みたものである⁵⁾。エンゲルハートのパーソン概念は、時空を通じた自己同一性の意識というロック的な人格の定義に、自律的な道德の主体としての人格、義務と権利の担い手となりうる人格というカント的な人格の定義を加味したものである。そのうえでエンゲルハートは、人格概念を一つに絞込むことが議論を混乱させた原因であるとして、「厳密な意味での人格」と「社会的な意味での人格」を区別することを提唱した。「厳密な意味での人格」とは、自己意識を持つ理性的存在者であり、権利と義務の担い手となりうる道德的行為者である。無条件に擁護されるべき人命は、この厳密な意味における人格の生命しかない。しかし彼は、厳密な意味での人格とはいえない生命であっても、正当な根拠に基づいてこれを擁護すべき場合があるとして、「社会的意味での人格」という概念を導入する。社会的意味での人格とは、「あたかも人格であるかのごとく扱われなくてはならないような人間の生物学的生命」、いいかえれば「人格であるかのごとく一定の社会的役割を担わされた人間の生物学的生命」である。では、どのような人間が、社会的意味での人格とされるのか。その基準は、「最小限度の社会的相互作用への参加能力」の有無と功利主義的観点からの配慮である。

たとえば、親子関係のもとでの幼児は「社会的意味での人格」の好例とされる。幼児

は厳密な意味での人格ではないが、家族という社会構造の中で「子ども」という役割を担い、最小限度の社会的相互作用に参加している人格として承認される。この社会的・共同体的な承認という基準によって、痴呆症（認知症）の老人や重度の精神障害者もまた、道徳的義務は持たないが道徳的権利を持つ社会的人格と見なされる。他方、同じ基準によって、無脳症児や脳死状態の成人は社会的人格としての資格を持たないとされ、人間の精子・卵子、受精卵、培養液中の人体細胞（ES細胞etc.）、胚、胎児などと同じ生物学的価値しか持たない「物件」として、医学的実験に供されても道徳的には是認されるものとなる。なお、エンゲルハートは、人間の生物学的生命を人格的生命として処遇し始めるべき「比較的自然的境界線」は、人工妊娠中絶によって摘出された育成可能な胎児を含め、「誕生時」であると考えている。

エンゲルハートは、このような人格の区別を設けることが、厳密な意味での人格にとって二重のメリットを持つと主張する。第一にこの区別は、人格となりうる生物学的な生命に、より大きな価値を与える実践を可能にするという。すなわち、①厳密な意味での人格の尊厳が健康・病気の交替の中でも侵害されないように守られ、②子どもや老人その他の依存的な人々に対して適切な世話をするという美徳が育成される、などの重要な社会的目標が首尾よく達成できるという。第二に、社会的人格という概念を認めることによって、生存権の主体としての人格の範囲を決める際に、より慎重な線引きが可能になるとされる。すなわち、厳密な意味での人格にとっての有用性という功利主義的な観点から導き出された社会的人格という概念は、倫理的判断が求められる現実の個々のケースに対して首尾一貫した指針を提供すると同時に、よりフレキシブルな道徳的判断を可能にするという。たとえば、社会的意味での人格が、厳密な意味での人格にとって耐えがたい経済的負担や心理的負担を生じさせる場合には、その生命を人為的に絶つことが道徳的に正しい判断となる。なぜなら、社会的人格の生存権は、道徳的共同体の正規の成員である厳密な意味での人格の利益という功利主義的基準によって担保されたものにすぎないからである。こうして、重大な障害を持つ新生児の延命措置や幼児に対する医学実験などに関する選択に実践的指針が与えられる。すなわち、人格性基準に基づく生命の質的区別は、医学の目的が道徳的共同体の正規の成員である人格の生命を維持することにあるという原則を、バイオエシックスの問題一般に適用しうる普遍的な道徳原理として認める根拠となる。

2. 「生命の尊厳」に基礎をおく伝統的倫理は崩壊したか

オーストラリアの倫理学者シンガーの著作『生と死の再考』（1994年）は、上記のようなパーソン論に依拠する「生命の質」の立場からの倫理的主張を集大成したものといえよう⁶⁾。シンガーはこの著作において、生命の尊厳（生命の神聖性）に基礎をおく伝統的倫理は、過去2、30年のあいだに致命的な弱点を露呈したとして、それに代わる新たな「生と死」の倫理を提唱した。シンガーは、伝統的倫理の基礎を5か条の「古い戒律」にまとめ、それらが全く無効になったことを力説しながら、5か条の「新しい戒律」を提

唱した⁷⁾。以下では、シンガーが示した新旧5か条の戒律のそれぞれについて検討する。

【第1の古い戒律】 人命をすべて平等の価値を持つものとして扱え。

【第1の新しい戒律】 人命の価値が多様であることを認めよ。

シンガーによれば、この古い戒律はまったく馬鹿げている。なぜなら、「人命は、意識能力の有無にかかわらず、すべて平等に私たちの配慮と支援とを受けるに値する」という考えに忠実であろうとすれば、「生命の質」に基づく人命の軽重の判断が不可能になるばかりか、実際には「生命の質」に基づいていながらその事実が隠されている判断をも一掃しなければならないからである。人間の生命が意識能力の有無にかかわらず平等の価値を持つという考えに対して、シンガーは、なぜ身体全体の死ではなく、脳死を人の死と認めることが欧米で一般化したのかと反論する。この古い戒律に従うかぎり、無脳症児、皮質死状態の乳児、遷延性植物状態の患者の生命を、際限なく引き延ばすための最善の努力が要求される。しかし、そのような努力は無益であるばかりか、実際には、「生命の尊厳」という古い戒律の信奉者によってさえそうした努力がなされていないという現実が、すでにこの古い戒律の無効性を立証しているというのである。

他方、新しい戒律は、人間を「生命の質」に応じて配慮し、処遇するように導くものである。シンガーによれば、生命の質を決定する基準は二つある。一つは、人間本性に固有の特徴であり、意識、身体的・社会的・精神的に他者と交流できる能力、生存し続けたいという選好、楽しむことのできる感受性などが含まれる。もう一つは、倫理的に重要な他者との関係である。たとえば、ある人が死んだときに悲しむ縁者がいるかどうか、あるいは、ある集団に属する人が殺された場合に、その集団に属する他の成員も自分の生命に危険を感じるかどうか、などである。これら二つの基準によって、人間に対して払うべき配慮や尊敬に「生命の質に基づく違い」が生じるのは当然であるという結論が導かれることになる。

シンガーによれば、この新しい戒律を受け入れた場合、無脳症児、皮質死状態の乳児、遷延性植物状態の患者、現行の医学的基準に従って脳死と判定された人々などに対する意志決定をする際に、「生命の尊厳」に基づく倫理から生じる困難が克服される。すなわち、こうした人々の扱いに関する決定は、人命はすべて平等の価値を持つという「崇高な美辞麗句」によってではなく、家族や配偶者の意向に従ってなされるのが妥当であるということになる。遷延性植物状態の患者が、あらかじめリビング・ウィルを表明している場合には、当然それも考慮される。そうした考慮は、純粹に死者の願望に対する尊重からばかりではなく、人の願望が無視されることはないということを生者に保証するためにも必要である。また、公的な医療制度のもとでは、医療資源の有限性によって課せられる制限や、臓器移植によって生命が救われる他の患者のニーズなども考慮しなければならないという。シンガーは功利主義的観点からの配慮をとりわけ重視している。

【第2の古い戒律】 罪のない人間の生命を、決して意図的に奪うな。

【第2の新しい戒律】 決定したことの結果に責任を持て。

シンガーは、この古い戒律があまりにも硬直的であるため、生と死をめぐる現代的状況に対処できないばかりか、過去にはしばしば悲劇的な結果をもたらしてきたと主張する。彼は二つの例をあげる。一つは、「たとえ胎児を殺すことが妊婦と胎児の両方を死なせずにすまず唯一の方法だとしても、胎児を殺すことは不正である」というローマ・カトリック教会の教えに従うことでもたらされた悲劇である。かつて（といっても19世紀から20世紀初頭にかけての話だが）、胎児の頭部が産道に詰まって取り出せなくなったときに妊婦を救う唯一の方法は、碎頭術と呼ばれる外科手術を胎児に施すことであった。しかし、罪のない人間である胎児の生命を奪うなという教会の教えに忠実な多くの医師や助産師は、母子とともに死に追いやったという。この場合、妊婦の命を助けるためには、「罪のない人間の生命を奪うな」という戒律を捨てるか、それとも胎児は罪のない人間であるという見解を捨てるかの、いずれかを選ばなければならない。しかし、教会はそのいずれも選ばなかった。現在、この教えのせいで女性が死なずにすむようになったのは、産科技術が発達したからにすぎないという。もう一つの例は、激痛にさいなまれた末期患者がみずから安楽死を望むケースである。このケースでは、医師が患者の希望を受け入れた場合、（オランダなど少数の例外を除けば）その医師は法律的には殺人未遂や自殺幫助で有罪となる可能性が高く、また、医師が患者の希望を受け入れなかった場合には、患者は苦悩に満ちた時間をすごさなければならない。

シンガーは、新しい戒律を受け入れることによって、これらのジレンマを解決できると主張する。新しい戒律は、古い戒律がもたらす悲劇を回避すると同時に、安楽死をめぐる議論に終止符を打ち、積極的安楽死と消極的安楽死の区別さえ無意味にする。新しい戒律に従えば、医師に問われるべきことはただ一つ、「患者の生命を終わらせると予見される決定が、あらゆる事柄を考慮に入れたうえで、正しい決定であるかどうか」である。したがって、医師の行為の道徳的判定基準は、「医師が患者の生命を終わらせる意図を持っているかどうか」ではなく、また、「医師が致死薬を注射するのか、それとも栄養補給チューブを取り外すことで患者の生命を終わらせるのか」ということでもない。医師が自分の行為だけでなく自分の不作為に対しても責任を負うことさえ認めれば、「母親と胎児の両方の死を避けるには碎頭術しかないときに、医師がローマ・カトリック教会の教えに従って両方を死なせるのはまちがっている」と主張する正当な根拠を示すことができるというのである。

【第3の古い戒律】 あなた自身の生命を、決して奪うな。また、人が自分の生命を奪うことをつねに阻止するよう努めよ。

【第3の新しい戒律】 生死に対する個人の欲求を尊重せよ。

キリスト教の伝統の中で、自殺は重い罪として非難されてきた。私たちが死ぬときを決

めるのは神であり、私たち自身ではなかった。自殺の禁止は、「国家は国民に道徳を強制し、国民に対して家父長のように振る舞うべきである」というパターンリズムによっても強要された。キリスト教国家では、皮肉なことに、自殺未遂者が死刑になることさえあった。近代の自由主義的国家観のもとでは、J.S.ミル（1806～73）が『自由論』で述べたように、「たとえ本人の意志に反しても、権力を正当に行使しうる唯一の目的は、他の成員に対する危害を未然に防ぐこと」であり、「本人のためになる」ということは権力行使の十分な根拠にならない。シンガーもまた、末期患者が医師に安楽死の手助けを求める場合、その患者は他人に危害を加えていないのであるから、患者が適切な情報に基づいてみずからの死を決定し、しかもその決定が持続的なものである限り、国家はその個人の決定に干渉する権利を持たないと考える。

新しい戒律の中心にあるのは、やはりロック的な人格概念である。自己意識と時空を通じた自己同一性の意識を持つ人格は、自分の生命を過去から未来に向かう全体として見渡すことができる。いいかえれば、人格だけが未来を配慮し将来の計画を立てることができる。教育を受けること、人間関係を培うこと、貯蓄すること、休日の計画を立てることなどは、いずれも未来の自分にかかわる決定に基づいている。そのため、人格にとって生命を終わらせることは、他の生物とはまったく違った意味を持つ。未来を配慮しながら生きる人格を本人の意志に反して殺すことは、人格ではない生物を殺すことよりもはるかに不正である。シンガーは、これと同じ根拠に基づいて、未来を配慮しながら生きる人格は、将来の苦痛から逃れるために安楽死を選ぶ権利を持つと考えている。

【第4の古い戒律】 産めよ、殖やせよ。

【第4の新しい戒律】 望まれた子どもだけを産め。

『旧約聖書』に由来するこの古い戒律は、ユダヤ・キリスト教的倫理の中核であり続けてきた。20世紀に入っても、第二次世界大戦までの西欧列強諸国では、帝国主義的な富国強兵策の一環として人口増加政策がとられていた。また、アメリカのいくつかの州では、避妊具の使用を禁じる州法が1965年まで残っていたが、この年、連邦最高裁は、プライバシーの侵害を招くという理由でそれらの州法を取り消した。しかし、人工妊娠中絶の是非は、アメリカでは今もなお、キリスト教原理主義者などの保守派とリベラル派とのあいだで国論を二分する政治的争点の一つとなっている。

シンガーによれば、この古い戒律は、世界人口が1930年の20億人から現在の63億人以上へと急増し、21世紀半ばには79～109億人に達すると推測（2000年の国連推計）されている現代では、「反倫理的」である。なぜなら、現在の世界人口は、すでに地球が養いうる合理的に予想される数に達しており、これ以上の人口増加は地球温暖化などの環境問題を悪化させ、地球の生態系に壊滅的打撃を与える恐れがあるからである。シンガーが古い戒律を攻撃するもう一つの理由は（直接言及されていないが）、近年の国際的な人口問題会議において人口爆発を抑制する鍵としても提唱されているリプロダクティブ・ライツ（性

と生殖に関する女性の自己決定権）を彼が支持しているためであると思われる。

シンガーが示した新しい戒律は、人格になる以前の人間の生命、たとえば研究室におけるヒト胚の取り扱いに明確な指針を与える。ヒト胚が人格になりうる潜在性を持つということは、その潜在性を現実化させなければならないということの意味しない。ヒト胚は願望や欲求を持たないから、胚の欲求に反することをして胚に害を与えるなどということはないし、胚に苦しみを与えることもない。シンガーによれば、胚の潜在性を中絶反対論の根拠とする人は、種を大地にまいたオナンの行いを「将来の息子を殺すこと」であると非難したカルヴァン（1509～64）と同様の古くさく無意味な主張を繰り返しているにすぎないというのである。

【第5の古い戒律】 すべての人間の生命を、人間以外の生命よりもつねに価値あるものとして扱え。

【第5の新しい戒律】 種の違いを根拠に差別するな。

西洋人は伝統的に、自分たちを宇宙の中で特別な存在だと考えたがる一方、自分たちが動物の一種だとは考えたがらない傾向があった。シンガーによれば、人間の傲慢さに由来するこのような「人間中心主義」は、近代の科学革命によって破綻し、ダーウィン（1809～82）の進化論によって最後の一撃を加えられたはずであった。人間以外の動物のうち比較的高度な知的能力を持つものは、最も重度の知的障害を持つ人間と「あらゆる重要な点で同じ」であるか、「それ以上の知的で感情豊かな生活を送っている」ことは、繰り返し検証されてきた事実である。シンガーによれば、もしこの新しい戒律に疑問を抱く人がいるとすれば、その人は、人間という種に対する偏愛を捨てることと、すべての生き物を平等の価値を持つものとして扱う「極端な種の平等主義」とを混同しているのである。シンガーが擁護する新しい倫理的視点は「すべての人間の生命が平等の価値を持つ」という見解を捨てている以上、「すべての生命はその性質や特徴にかかわらず平等の価値を持つ」と主張しているのでないことは明らかである。種差別を捨てることは、異なる生物のあいだの価値の差を無視することではないというのである。

シンガーにとって、種差別を捨てなければならない本質的理由は、人種や性の違いに基づく差別を排除しなければならないのと同じ理由である。人種差別主義者と女性差別主義者と種差別主義者に共通するのは、それらがいずれも集団的自己防衛の立場にたち、集団的利己心を優先していることである。人類の歴史を通じて、人間は、自分たちが考慮すべき利害の当事者の範囲を、部族から民族へ、民族から人種へ、人種から種へとしだいに広げてきた。そして今日では、その範囲を人間という種全体に広げないことは誤りであると考えられるようになった。しかし、「動物愛護運動の父」としても著名なシンガーは、道徳的に重要な点で人間によく似た生き物が、まだその範囲の中に含まれていないことに反対する。なぜなら、「精神的、社会的、身体的に他者と交流することが永久にできない」障害新生児よりも、人格を持つチンパンジーのほうが私たちに似ているからだというのである。

生存権は本来、ホモ・サピエンスという種の成員の権利ではなく、「人格に属する権利」であるというのが彼の結論である。

3. 「コペルニクス革命」か、「森に迷った旅人」か？

シンガーは、「人命の尊厳」から「生命の質」への倫理的立場の転換を、近代の科学革命における天動説から地動説への転換になぞらえている。それがたんなる^{ひよ}比喩以上のものとして主張されていることは、シンガーの次のような言説からも明らかである。

「いまこそ、もう一つのコペルニクス革命の時である。今度もその革命は、知的世界が宗教的世界観に支配されていた時代から私たちが受け継いだ一組の考え方に対する革命となるだろう。その革命は人間を倫理的宇宙の中心と見なしたがる私たちの気持ちを変えてしまうので、私たち人間の傲慢さに対するそのような攻撃を認めたくない人々からは激しい抵抗を受けるだろう。はじめのうちは、この革命はそれなりに問題を抱えているので、新たな基礎を注意深く固める必要があるだろう。多くの人にとって、新しい考え方はあまりにもショッキングなので、真剣に受け止めることはできないだろう。人命はすべて神聖であるという伝統的な見解では、私たちが直面する一連の問題に対処できない。新しい世界観にたてば、斬新で有望な取り組み方が可能になるだろう。」⁸⁾

しかし、「人命の尊厳」から「生命の質」への転換と、コペルニクス革命とのあいだには本質的な違いが横たわっている。なぜなら、コペルニクス革命が客観的な事実に基づく科学的世界観の転換であったのに対し、シンガーのいう倫理的革命は、その出発点においてすでにパーソン論という特定の立場を人為的に選択しているからである。そのような選択の結果として捨てられたのが、「人命の尊厳」や「人間の尊厳」である。しかし、この選択には重大な落とし穴がある。それは、パーソン論が、人命の尊厳や人間の尊厳を支える一つの重要な根拠ではありえても、人命の尊厳や人間の尊厳を否定する根拠とはなりえないことに彼が気づいていない、ということである。

また、シンガーのいう倫理的革命のほとんどの部分は、すでに300年以上も昔に遂行されていたというべきである。近代の科学革命と並行して起こった17世紀の哲学革命は、思考する主体としての自我の存在（デカルト）や自己保存権の主体としての個人が存在（ホッブズ）が人間の平等を主張する根拠となったところに成立した。それは、哲学の次元における人権宣言であり、ロックのパーソン概念もその延長線上にあった。「人間は、神の特別な被造物であるがゆえに神聖である」という観念は、すでに17世紀の時点で、その哲学的生命をほとんど失っていたのである。

なるほどパーソン論に依拠する「生命の質」の立場は、道徳的判断が要求される現代的な個々の臨床例において一貫した実践的指針を提供することを意図している。たしかに、重大な障害を持つことが確実と診断された胎児の中絶や重大な障害を持つ新生児の安楽死を

一律に禁止することはむずかしい。障害新生児の安楽死を法律で禁じても、密室で処理されるという事態はなくなるまいであろう。しかし、「生命の質」の立場は、古典力学の世界で地動説を支えた万有引力のような「自然の原理」とは本質的に異なる。それは、普遍的な道德原理というにはあまりにも作為的・一面的であり、せいぜい、現代の医療や社会をとりまく状況に拘束された特定の問題に対して暫定的・功利主義的な解決を与える一つの指針（暫定的道德）にすぎない⁹⁾。

たとえば、青木ヶ原樹海のような深い森の中で道に迷った旅人が、とにかく森から抜け出そうと思えば、方向を一つに定めて歩き続けるほかはない。その決断の目的は、当面の窮地を脱することにあり、森の外のどのような場所に出るかは問われない。暫定的道德とは、この旅人の決断のようなものであり、方向を一つに定める決断が有効なのは、森の外側に到達するまでのことである。運良く命が助かった旅人も、見当違いの場所に出てしまったときには、「本来の目的地」に向けて再び方向修正を迫られる。現代のバイオエシックスが「本来目指すべき場所」とは一体どこなのか。私たちが問うべきなのはむしろそのことではなからうか。

シンガーの議論に違和感がつきまとう原因の一つは、現時点での医療のあり方や社会環境を念頭において功利主義的観点から選択された暫定的道德にすぎないものを、あたかも普遍的道德であるかのように主張するところにある。しかも、彼が標的とした5つの古い戒律は、どう見ても、カトリックやカルヴィニズム、そして現代アメリカのキリスト教原理主義のものである。シンガーは、別の著作¹⁰⁾において、「人命の尊厳（神聖性）」という表現は世俗的倫理の一部として扱わなければならないと述べている。それにもかかわらず、彼の攻撃する「人命の尊厳」が、キリスト教の伝統的倫理の枠組みから一步も踏み出していないのは、自説に都合のよい論理的操作と見られてもしかたがない。

さらに、シンガーの議論に違和感を抱かせる最も重要でかつ具体的な反論の根拠は、「新しい優生思想」への危惧である。1989年から91年にかけて、ドイツ、オーストリア、スイスの大学や研究所で予定されていたシンガーの講演は、いずれも障害者団体などの激しい抗議にあい、事前の中止または聴衆の怒号が渦巻く中での降板に追い込まれた。シンガーはそのとき、「重度障害新生児は生きる権利を持つか」などいくつかの論題で講演するはずであった。のちにシンガーは、これらの事件のてんまつ顛末について手記を著し、自説が優生思想や障害者差別とはまったく無縁であることを訴えるとともに、反対者たちの熱狂的な言論封殺行動こそ「ナチズムを可能にしたメンタリティそのもの」ではないかと反撃した。しかし、シンガーの手記に目を通したあとでも、「新しい優生学」¹¹⁾に対する危惧の念を払うことはできない。

その理由の一つは、彼の理論が、選択的妊娠中絶や生殖医療で行われる遺伝子操作を、法的レベルだけではなくまさに倫理的レベルで肯定するように導くからである。たしかに、出生前診断で重大な障害が発見された胎児の中絶を法的に例外なく禁止することはむずかしい。たとえば、日本の母体保護法（旧優生保護法）では「経済的理由による中絶」さえ認められている。しかし、経済的理由に基づく中絶が合法的であるということは、それが道

徳的にも是認されるということの意味しない。カントを持ち出すまでもなく、合法性と道徳性は区別されなければならない。同様に、重大な障害を持つ胎児や有害な遺伝子を持つヒト胚が存在するということは、「生まれる権利を持たない胎児」がいることや「生きるに値しない命」があることを意味しないのである。

結びにかえて

ヒトゲノムの解読が完了（2003年4月14日）した現在、人類から有害な遺伝子を取り除く可能性はますます広がっている。しかし、この可能性は同時に、人間社会に「遺伝的不適格者」という新たな差別のカテゴリーを生み出す危険性をはらんでいる。近年の遺伝学の成果は、人類の長い進化の過程で生まれ、受け継がれてきたある種の有害な遺伝子の中に、人類の存続にとって「有益な」あるいは「有益であった」遺伝子があることを教えている¹²⁾。たとえば、アフリカの人々とその子孫に高い頻度で見られる鎌状赤血球貧血症を引き起こす遺伝子（ただし、一方は正常な、もう一方は異常のある異型接合体〔ヘテロ〕の遺伝子）は、マラリアの予防に役立つことが指摘されている。このことは、死亡率の高い鎌状赤血球貧血症の遺伝子がなぜ淘汰されずに残ったのかという疑問に答えてくれると同時に、他の有害な遺伝子の中にも、まだ知られていない「存在理由」がありうることを示唆している。じっさい、生殖レベルで行われる遺伝子操作は個人への影響にとどまらない。私たちは、有害であるという理由だけで特定の遺伝子を人類から永久に追放した結果に対する責任を、未来の世代に対してとることができるだろうか。たしかに、本人と家族に耐え難い苦痛をもたらすハンチントン病のような遺伝病の原因となる遺伝子の排除を、すべて禁止することはむずかしい。しかし、学業成績の低さに関係する遺伝子や、殺人、犯罪、同性愛などに重要な役割を果たす遺伝子が発見された場合はどうであろうか。確実なことは、そうした遺伝子情報を用いて生殖を操作しようとする人が現れるということである。もし、生殖操作によって誕生した「デザイナー・ベビー」や「オーダーメイド・チャイルド」が珍しくない世の中が到来するようなことになれば、そのときこそ、人類はその存続基盤である遺伝子レベルの多様性そのものを失うかもしれない¹³⁾。

今日、人間の生と死をめぐる倫理に根本的な再検討を迫る状況は、ますますその範囲が広がっている。バイオエシックスの射程は、遺伝子レベルでの生命操作、選択的人工妊娠中絶、延命治療と安楽死、脳死と臓器移植などの問題群にとどまらず、障害者差別や女性差別の撤廃、環境保全に向けた地球規模の取り組みや、人口爆発、途上国の貧困、戦争とテロリズムなどの地球規模の問題群にも及んでいる。これらの多様な問題群には密接な関連性が認められる反面、それらを一挙に解決できる「魔法の杖」のような理論は存在しない。また、これらの問題群は、自然・社会・文化の諸領域にわたる幅広い学際的アプローチが不可欠であるため、生命倫理の専門家というものも本来は存在しない。生と死をめぐる現代的状況と向き合う私たちに求められているのは、「人間の尊厳」や「生命の尊厳」に関する過去の哲学的思索の遺産を過小評価することではなく、また目先の功利主義的利益にとらわれることでもない。大切なことは、進化論的な視点をも含む多様な次元から、人

類の過去・現在・未来をより深く洞察することであろう。

注

- 1) 斎藤忍随「ヘレニズムと個人」(『世界人生論集2』筑摩書房、1963、pp.479～493)。
- 2) Locke, J., *An Essay Concerning Human Understanding*, Book II, Cap. XXV II. [ed. A.C. Fraser, 1959, Dover publications inc., New York, Vol.1, p.448.]
- 3) Tooley, M., “Abortion and Infanticide,” *Philosophy & Public Affairs* 1, no.1, 1972.
〔トウリー（森岡正博訳）「嬰兒は人格を持つか」。H.T.エンゲルハート、H.ヨナスほか著（加藤尚武、飯田亘之の編）『バイオエシックスの基礎』東海大学出版会、1988年、pp.94～110。〕
- 4) カール・ビンディング、アルフレード・ホッヘ「生きるに値しない命を終わらせる行為の解禁」〔森下直貴・佐野誠訳著『「生きるに値しない命」とは誰のことか — ナチス安楽死思想の原典を読む』窓社、2001年。所収〕
- 5) Engelhardt, H.T., “Medicine and the Concept of Person,” in Tom L. Beauchamp & LeRoy Walters (eds.), *Contemporary Issue in Bioethics.*, 1982. [エンゲルハート（久保田顕二訳）「医学における人格の概念」、上掲『バイオエシックスの基礎』 pp.19～32。]
- 6) ピーター・シンガー（榎則章訳）『生と死の倫理—伝統的倫理の崩壊』昭和堂、1998年。（原題は『生と死の再考』）〔Peter Singer, *Rethinking Life & Death: The collapse of Our Traditional Ethics*, The Text Publishing company, Melbourne, 1994.〕。
- 7) シンガー上掲書、pp.235～254。
- 8) シンガー上掲書、pp.234～235。
- 9) 「暫定的道徳」という概念については、デカルト『方法序説』第3部を参照。
- 10) ピーター・シンガー（山内友三郎・塚崎智訳）『実践の倫理[新版]』昭和堂、1999年、p.101。
- 11) cf. ハーバーマス（三島憲一訳）『人間の将来とバイオエシックス』法政大学出版、2004年〔Habermas, J., *DIE ZUKUNFT DER MENSCHLICHEN NATUR – Auf dem Weg zu einer liberalen Eugenik?*, Frankfurt am Main, Suhrkamp, 2001.〕。ハーバーマスは、この著作の中で、ナチスなどに見られたような「権威主義的な優生学」と、個人の選択の自由を強調する現代の「リベラルな優生学」を区別した上で、後者もまた人間の生命に対する自然な感受性を失っていることに対して警鐘を鳴らしている。ハーバーマスが重視するのは、「人間の生命というものを、たとえその最も初期の段階であっても、研究の自由（さらには研究の競争力）とか、自国の産業確保という関心、それどころか健康な子供が欲しいという望み、また重大な遺伝病の治療法が確立されるかもしれないという見込みといったことと同じ秤に掛けて引き替える」ことはできないという私たちの直感の内容を、理論的に明らかにすることである（同書、pp.114～5）。
- 12) W. R. クラーク、M. グルンスタイン（鈴木光太郎訳）『遺伝子は私たちがどこまで支配しているか』新曜社、2003年、pp.377～381。
- 13) ロジャー・ゴスデン（堤理華訳）『デザイナー・ベビー — 生殖技術はどこまで行くのか』原書房、2002年。

